

山代二子塚古墳・大庭鶏塚古墳指定100周年記念講演会

2024年8月31日

「出雲国成立と山代・大庭古墳群―山代二子塚古墳のナゾにせまる―」

主催：松江市 後援：島根県教育委員会・出雲市

於：松江市市民活動センター

日本古代史上における6世紀の出雲

―山代・大庭古墳群史跡指定100周年によせて

佐藤 信（東京大学名誉教授。松江市文化財保護審議会委員）

はじめに

山代二子塚古墳・大庭鶏塚古墳、今市大念寺古墳の史跡指定100周年 1924年史蹟指定
旧文化財保護法＝史蹟名勝天然記念物保存法（1919）にもとづく文化財指定の嚆矢

野津左馬之助(1867～1943)…島根県持田町(松江市)生まれ、尋常師範学校卒業後、小学校、
尋常中学校の教員となり、1910年教員退職後、島根県史編纂吏員として縣史を完成。
退職して1930年からは島根県史蹟名勝天然記念物調査会委員として史跡名勝天然記念
物などの文化財指定に活躍した。

1924大正13年に、山代二子塚古墳・大庭鶏塚古墳が史跡指定。

同時に西出雲の今市大念寺古墳も指定。

参考 出雲玉作跡 1922年、

東出雲・西出雲の首長墓並立から出雲地域の統合へ 出雲国造

出雲古代史 出雲国造、出雲大社とヤマト王権、律令国家

出雲国造と王権の密接なつながり 国造就任儀礼 神賀詞奏上儀礼

古代の出雲大社…熊野大社(意宇郡)と杵築大社(出雲郡)

出雲国造出雲臣氏は、出雲大社の神郡である意宇郡の郡司(大領)

今の出雲大社は杵築大社 意宇郡にもとの居館

東出雲と西出雲の合体と出雲大社(熊野大社・杵築大社)のあり方

1. 東西出雲の有力古墳

(1) 山代・大庭古墳群

東出雲の首長墓

◎山代二子塚古墳（松江市） 1924年史跡指定

はじめて「前方後方墳」の名称。野津左馬之助島根県最大の前方後方墳。

六世紀中頃。全長94m（外堤・周溝をふくむと150m）。墳丘二段築成。

円筒埴輪・葺石

◎大庭鶏塚古墳(松江市) 1924年史跡指定

方墳。一辺42m、高さ10m。二段築成。

◎山代方墳

(2) 今市大念寺古墳

西出雲の首長墓

◎今市大念寺古墳（出雲市） 1924年史跡指定

6世紀後半。92mの前方後円墳。山陰最大の巨大な横穴式石室。奥室・前室・羨道。家型石棺。

その後、上塩谷築山古墳 1924年史跡指定

6世紀後半～末。径46mの円墳。切石の切組み積の石室、横口式石棺。金銀装飾のきらびやかな副葬品（重要文化財）。

上塩谷地藏山古墳 1924年史跡指定

7世紀前半。一辺25mの方墳。横穴式石室、奥室は凝灰岩の一枚石で構成。横口式家形石棺

2. 出雲大社と出雲国造

◎出雲大社

8世紀の出雲大社は、熊野大社(意宇郡)と杵築大社(出雲郡)の合体

古代は熊野大社の神階が杵築大社より上 出雲大社の神郡は意宇郡

有力古墳にみられる東出雲と西出雲の地域勢力が合体して出雲の統合があったか

◎出雲国造

出雲国造の出雲臣氏は意宇郡の郡司(大領) 出雲国造の旧居館は意宇郡に推定

出雲国府は出雲臣勢力の強い神郡の意宇郡に置かれた

◎出雲国造と出雲大社

出雲国造。出雲臣（南北朝～千家家・北島家）。

神郡である意宇郡（国府所在郡）の郡司（大領）を兼任。

熊野大社（意宇郡）・杵築大社（出雲郡）を奉祭する出雲国造出雲臣氏

かつて東出雲の意宇郡を本拠とし、のち西出雲の出雲郡の杵築に拠を移すか

国造の「ひつぎ」を行う時には、今も意宇郡の神魂神社で火錐神事を行って潔斎する

上京して太政官で国造就任儀礼…一年潔斎の後再び上京して天皇に「出雲国造神賀詞」

奏上儀礼

◎杵築大社（出雲大社）（出雲市）

祭神オホクニヌシ。 国譲り神話

発掘調査による巨大三本組合せ柱の高柱 鎌倉時代の金輪作り絵図

建築史研究者による復原案 福山敏男説・宮本長二郎説・浅川説…

後醍醐天皇・尼子氏・毛利氏・堀尾氏・松平氏による奉祭

3. 古代出雲とヤマト王権・律令国家

（1）出雲神話

『古事記』『日本書紀』と『出雲国風土記』

『古事記』 七一二年 太安萬侶撰録 日本語を漢字の音・訓を用いて表記
神話～推古天皇 「『帝紀』『本辞』の所伝の誤りを正しく定む」
『日本書紀』 七二〇年 舎人親王編纂代表 漢文編年体（中国正史紀伝体との相違）
神代～持統天皇 六国史の一。

律令国家の確立と歴史（国史）編纂、地誌編纂

天皇を中心とした中央集権的な律令国家体制の確立と国史の編纂

和銅六年（七一三）五月甲子 風土記撰進の詔

出雲神話が『古事記』『日本書紀』に多く採択されている(上田正昭)

（２）古代出雲と国譲り神話

◎国譲り神話

『古事記』『日本書紀』の葦原中国の国譲り…出雲のオオクニヌシ大国主神が皇祖神の天津神に国を譲るかわりに、自らを高層神殿に祭ってもらう。

○『古事記』上巻

此の葦原中国は命の随に既に献らむ。唯僕が住所をば、天神御子の天津日繼知らず、とだる天の御巢の如くして、底津石根に宮柱太しり、高天原に氷木高しりて治め賜はば、僕は百足らず八十くま手に隠りて侍らむ。

○『日本書紀』神代上、第八段

是の時に、素戔鳴尊（スサノヲノミコト）、天より出雲国の簸の川上に降到ります。…

○『古事記』巻上 出雲臣と宗像君の奉祭する祖先神の婚姻関係

故、此の大国主神、胸形（宗像）ノ奥津宮に坐す多紀理毘売命に娶して、生みませる子は、阿遲鉏高日子根神。次に…

○『先代旧事本紀』

オホナムチ大己貴神が高志沼河姫を娶って生まれたのが諏訪のタケミナカタ神建御名方神

（３）出雲と律令国家

◎律令制における出雲国造

出雲国造の特殊性

出雲国司忌部宿祢子首（～七一九）

忌部氏は、中臣氏とともに神祇・祭祀にたずさわるヤマト王権の中央伴造氏族。忌部宿祢子首は、六七二年の壬申の乱に天武天皇方で活躍し、天武天皇時代にカバネは首から連さらに宿祢へ上昇。天武十年（六八一）三月詔で「帝紀」・「旧辞」記定の筆録にあたり、慶雲元年（七〇四）十一月には伊勢大神宮への奉幣使を務めた。和銅元年（七〇八）三月出雲守となる。養老三年閏七月（七一九）に没した。

「上古諸事」筆録を通し『古事記』『日本書紀』への出雲神話の採録に関わったか。また神賀詞奏上など神祇をめぐる出雲国造と王権との関係の形成に関与したか。律令国家における出雲国造と王権との密接な関係の制度化。

意宇郡には祭祀品の玉を作る玉作を担う「忌部神戸」（『出雲国風土記』）が存在。

国造任命儀式　神賀詞奏上　神宝献上　玉作（八世紀の玉作りは出雲に特化）

国造とヤマト王権

意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬国造とヤマト王権

○『播磨国風土記』飾磨郡 144 行～ 飾磨御宅と意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬国造

飾磨御宅と称ふ所以は、大雀天皇（仁徳）の御世に、人を遣りて、意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬の五の国造等を喚したまひき。是の時に、五の国造、即ち召の使を以て水手とし、京に向かひき。此を以て罪とし、即ち播磨国に退けて、田を作らしめたまひき。此の時に作れる田は、即ち意伎田・出雲田・伯耆田・因幡田・但馬田と号く。即ち、彼の田の稲收納むる御宅は、即ち飾磨御宅と号け、又、賀和良久三宅と云ふ。

古代出雲と律令国家

◎神郡意宇郡

出雲国意宇郡は熊野大社・杵築大社の「神郡」。出雲国造の出雲臣氏は、国造であるとともに八世紀には意宇郡郡司を兼ね、神郡ゆえに一族から複数の郡司を輩出した。

八神郡＝律令国家にとり有力な神社 7 社　伊勢・安房・出雲・宗形・鹿嶋・香取・日前

○『令集解』選叙令同司主典条令釈

釈云はく、「養老七年（七二三）十一月十六日太政官处分すらく、『伊勢国度相郡・竹郡、安房国安房郡、出雲国意宇郡、筑前国宗形郡、常陸国鹿嶋郡、下総国香取郡、紀伊国名草郡、合せて八神郡は、三等以上の親を連任することを聴す也』と。」

出雲国造は、一般的な国造・郡司とは別に、朝廷の太政官で特別に任命され、神祇官で負幸物を賜る。また潔斎の後上京して天皇に「神賀詞」を奏上し玉などの神宝を献上する儀式で天皇と直結関係を持ち、特に権威を保った。国司に命じられた風土記編纂も、『出雲国風土記』は出雲国造が行った。奈良時代天平期の出雲国内の郡司には国造と同じ出雲臣が八名もあり、出雲臣が国内で大きな勢力を保った。

◎出雲国造の神寿詞奏上　天皇に対する地方豪族の服属儀礼

○『延喜式』太政官式　出雲国造条

凡そ出雲国造、国司、例によりて銚擬し言上せば、すなわち太政官に於いて補任すること、諸国の郡司を任ずる儀の如くせよ。宣命および叙位もみな常の如くし、禄を賜うこと数あり。畢らば弁の大夫および史一人神祇官に就きて負幸物を給え。国に還りて一年斎し、畢らば国司、国造を率いて入朝し、神寿詞を奏せ。初め京外の便所に到り停まりて献物を修め飭り、神祇官に申して、預め吉日を択びた、官に申して奏聞し、例によりて供進せよ。〔後の斎もまたこれに准えよ。〕その日、史二人朝堂院に入りて、献物の数を勘え、例によりて所司に頒智充てよ。〔事は神祇式および儀式に見ゆ。〕

○『延喜式』神祇式　臨時祭 35 負幸条

出雲の国造に賜う負幸物

金装の横刀一口、糸二十紵、絹十疋、調布二十端、鍬二十口。

右、国造に任じ訖らば、弁一人、史一人、神祇官の序に就け。…次に伯以下祐已上、次を以て座に就け。史一人、大蔵録一人、南門より入りて座に就け。…史、官掌を唱びて仰せて云わく、出雲の国司ならびに国造を喚せと。…時に弁宣いて云わく、出雲の国造と今定め給える姓名に、負幸の物を賜わくと宣ると。国造称唯して、再拝兩段、手を拍つこと兩段。訖らば大刀の案の下に進みて跪け。神部、大刀を取りて授けよ。…

○『続日本紀』靈龜二年（七一六）二月丁巳条

出雲国の国造外正七位上出雲臣果安、齋し竟りて神賀の事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、その詞を以て奏聞す。是の日、百官齋す。果安より祝部に至るまで一百一十余人に、位を進め禄賜ふこと各差有り。

○出雲国造の神賀詞奏上（八世紀）

国造	国造任	神賀詞	神賀詞再
出雲臣果安		靈龜 2（716） 2.10	
出雲臣広嶋		神龜元（724） 正.27	神龜 3（726） 2.2
出雲臣弟山	天平 18（746） 3.7	天平勝宝 2（750） 2.4	天平勝宝 3（751） 2.22
出雲臣益方	天平宝字 8（764） 正.20	神護景雲元（767） 2.14	神護景雲 2（768） 2.5
出雲臣国上	宝龜 4（773） 9.8		
出雲臣国成		延暦 4（785） 2.18	延暦 5（786） 2.9
出雲臣人長	延暦 9（790） 4.17	延暦 14（795） 2.26	

○『出雲国風土記』（天平五年〔七三三〕）にみえる出雲の郡司たち

意宇郡	大領	外正六位上勲十二等出雲臣広嶋
	少領	従七位上勲十二等出雲
	主政	外少初位上勲十二等林臣
	擬主政	无位出雲臣
	主帳	无位海臣・无位出雲臣
島根郡	大領	外正六位下社部臣
	少領	外従八位上社部石臣
	主政	従八位下勲十二等蝮朝臣
	主帳	无位出雲臣
秋鹿郡	大領	外正八位下勲十二等刑部臣
	權任少領	従八位下蝮部臣
	主帳	外従八位下勲十二等日下部臣
楯縫郡	大領	外従七位下勲十二等出雲臣
	少領	外正六位下勲十二等高善史
	主帳	无位物部臣

出雲郡	大領	外正八位下日置部臣
	少領	外従八位下大臣
	主政	外大初位下部臣
	主帳	无位若倭部臣
神門郡	大領	外従七位上勲十二等神門臣
	擬少領	外大初位下勲十二等刑部臣
	主政	外従八位下勲十二等吉備部臣
	主帳	无位刑部臣
飯石郡	大領	外正八位下勲十二等大私造
	少領	外従八位上出雲臣
	主帳	无位日置首
仁多郡	大領	外従八位下蝮部臣
	少領	外従八位下出雲臣
	主帳	外大初位下品治部
大原郡	大領	正六位上勲十二等勝臣
	少領	外従八位上額部臣
	主政	无位日置臣
	主帳	无位勝部臣

◎「出雲神話」 国譲り神話

天神（あまつかみ）・地祇（くにつかみ）の「くにつかみ」の世界
皇祖神と地方の神々

玉作…花仙山のめのう。史跡出雲玉作跡。奈良・平安時代の玉生産は全国で出雲が特化

○『出雲国風土記』意宇郡忌部神戸（一四〇行～）

国造、神の吉き調望てて、朝廷に参向ふ時に、御沐の忌玉作る。故、忌部と云ふ。

おわりに

100年前の史跡指定と野津左馬之助の研究

出雲・島根県の記念物文化財（史跡・名勝・天然記念物）の保護のはじまり

史跡の保存と整備・活用

ガイダンス山代の郷（松江市）

島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館（島根県）

出雲弥生の森博物館（出雲市）

史跡の歴史的意義の解明と発掘調査・研究成果の発信